

○令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務 フロー	機能・ 帳票 要件	帳票 詳細 要件	帳票 レイ アウト	PMH 設定 内容	
1	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	11 療育手帳様式 (意見) 電話番号欄は不要ではないか。 (理由) 身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳には電話番号欄がないのに、療育手帳だけが電話番号を記載している理由が不明であるため。	03.療育手帳	4.帳票要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							「療育手帳制度要綱」に規定された様式の項目を踏まえて「11.療育手帳(紙様式)」の帳票レイアウトに電話番号欄を定めており、これまでの検討において電話番号欄は不要とするご意見はごく少数であったことから、未対応とさせていただきます。 なお、どうしても標準仕様書の帳票レイアウトに合わせる事が難しい場合は、標準化の趣旨にそぐわないこととなりますが、標準システムから出力せずに、外部委託やExcel等から出力するなど、標準システム以外で対応することにより、現行様式を引き続き利用することは差し支えございません。
2	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	11 療育手帳様式 (意見)判定の記録欄を表裏印刷にして4、5回分ほど記載できるよう増やして欲しい。 (理由)療育手帳の申請年齢が早まっているに伴い、判定回数が増えているため。	03.療育手帳	4.帳票要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							令和4年度下期に実施した全国意見照会において、「療育手帳は顔写真付きであり、身分証明としての用途があり、更新ごとに直近の写真を貼付けて新しい用紙で交付しているため、判定の記録欄は最新の1つのみを印字する形に変更し紙面数を減らしてほしい」、「種々の証明書が縮小化する傾向にあること、他の障害者手帳と比しても異常に大きいため、手帳のサイズを可能な限り小さく、面の数を少なくしてほしい」等の多数のご意見を踏まえて、令和5年3月末の2.1版にて現行の帳票レイアウトとしております。詳細は、厚生労働省のHPIに掲載している「障害者福祉システム等標準化検討会(第4回)(令和5年3月16日開催)」の資料をご確認ください。
3	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	11 療育手帳様式 (意見)予備欄を表裏印刷にして2倍ほどに増やして欲しい。 (理由)手帳所持者によっては、有料道路の割引等で押印するハンコの数が多いため。	03.療育手帳	4.帳票要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							令和4年度下期に実施した全国意見照会において、「療育手帳は顔写真付きであり、身分証明としての用途があり、更新ごとに直近の写真を貼付けて新しい用紙で交付しているため、判定の記録欄は最新の1つのみを印字する形に変更し紙面数を減らしてほしい」、「種々の証明書が縮小化する傾向にあること、他の障害者手帳と比しても異常に大きいため、手帳のサイズを可能な限り小さく、面の数を少なくしてほしい」等の多数のご意見を踏まえて、令和5年3月末の2.1版にて現行の帳票レイアウトとしております。詳細は、厚生労働省のHPIに掲載している「障害者福祉システム等標準化検討会(第4回)(令和5年3月16日開催)」の資料をご確認ください。
4	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	12 療育手帳交付申請書 (意見) 参考事項3の設問について、特別児童扶養手当と障害基礎年金のみについての設問となっているが、確認するのであれば、障害児福祉手当及び特別障害者手当を含めた4項目について確認すべきではないか。 (理由) なぜ上記2項目のみを記載しているのか理由が不明であるため。	03.療育手帳	4.帳票要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							「療育手帳制度の実施について」に即した表記としており、他の自治体から同様の意見はありませんので、未対応とさせていただきます。なお、標準仕様書の「12.療育手帳交付申請書」の参考事項欄は「固定文言3」として、文言マスタを設定することで自治体ごとに表記を変更することは可能となっております。

〇令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
5	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	14 療育手帳記載事項変更届(意見) 電話番号欄は不要ではないか。(理由) 身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳には電話番号欄がないのに、療育手帳だけが電話番号を記載している理由が不明であるため。	03.療育手帳	4.帳票要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							「18 身体障害者居住地等変更届書」及び「10 障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書」においても電話番号欄を用意しております。
6	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	(意見) 他都道府県から転入してきた療育手帳所持者が本県の療育手帳を取得した場合、旧居住地所管の都道府県あてに旧手帳の原本を返却するための通知の様式も必要ではないか。(理由) 当県では上記の通知を行っているが、都道府県によって通知がない場合がある。通知がない場合、対象者が複数の都道府県の療育手帳を所持してしまうという不具合が生じ得るため、当該通知の様式を定めることにより、そのような不具合を削減することができるのではないかと考える。	03.療育手帳	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							都道府県は標準化の対象外となっており、その上で、標準準拠システムを導入する市区町村において、ご意見の様式についてのご意見がございませんでしたので対応しておりません。
7	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	機能ID:0221378 PMHに受給資格情報を提供した際、エラーが発生した場合は、そのエラー内容を確認するだけでなく、エラーを解消し、再度正常なデータをPMH側へ提供可能とする必要があると考える。そのため、「連携用データの作成・送信時にエラーが発生した場合、エラー対応後、連携情報の作成・送信の再処理ができること。」を要件に補記いただきたい。	08.自立支援医療(更生医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							「※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること」及び「※3 全件又は差分とすること」としておりますので、PMHから返却されたエラー分について対応すれば、自動的に次の連携時に送信されることとなります。
8	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	機能ID:0221378 PMHへ連携した受給資格情報と、その連携情報に対して正常に取り込まれたのか、エラーとなったのかを一覧形式で照会する機能を追加いただきたい。 受給者証番号指定、マイナンバー指定、医療機関コード指定、連携日指定、エラー分指定等で検索でき、結果を一覧で照会する機能が望ましい。	08.自立支援医療(更生医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							デジタル庁が公表するAPI設計書及びファイル設計書では、PMHから返却されるエラー情報について、API連携におけるResponsesのエラー項目、CSVファイル連携におけるstring150桁のエラー内容の1項目となっていることから、現状、「※4 CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHに受給資格情報を提供する場合、返却された登録結果(コード、内容)を確認できること」としてあります。今後、令和6年度の先行事業の結果等を踏まえて、様々なご意見が出てきましたら、必要な機能を検討してまいります。
9	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	PMH制度マスタやPMH地単・国公費マスタに更新が生じた際には、自治体ベンダが更新データを提出する必要があるとのことだが、標準化対応後は、必要な項目(所得区分コード等)をPMHへ連携するために抽出する機能が不要ではないか。	08.自立支援医療(更生医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							自立支援医療について、ご意見のPMH制度マスタやPMH地単・国公費マスタに更新が発生する場合は、制度上の見直しとなるため、厚生労働省より通知や事務連絡が発出されると考えられ、またマスタ情報の見直しであるため、障害者福祉システムに対してご意見のような機能が必要になるとは想定しておりません。
10	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	機能ID:0221380 PMHに受給資格情報を提供した際、エラーが発生した場合は、そのエラー内容を確認するだけでなく、エラーを解消し、再度正常なデータをPMH側へ提供可能とする必要があると考える。そのため、「連携用データの作成・送信時にエラーが発生した場合、エラー対応後、連携情報の作成・送信の再処理ができること。」を要件に補記いただきたい。	09.自立支援医療(育成医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							「※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること」及び「※3 全件又は差分とすること」としてありますので、PMHから返却されたエラー分について対応すれば、自動的に次の連携時に送信されることとなります。

○令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
11	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	機能ID:0221380 PMHへ連携した受給資格情報と、その連携情報に対して正常に取り込まれたのか、エラーとなったのかを一覧形式で照会する機能を追加いただきたい。 受給者証番号指定、マイナンバー指定、医療機関コード指定、連携日指定、エラー分指定等で検索でき、結果を一覧で照会する機能が望ましい。	09.自立支援医療(育成医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							デジタル庁が公表するAPI設計書及びファイル設計書では、PMHから返却されるエラー情報について、API連携におけるResponsesのエラー項目、CSVファイル連携におけるstring150桁のエラー内容の1項目となっていることから、現状、「※4 CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHIに受給資格情報を提供する場合、返却された登録結果(コード、内容)を確認できること」としております。今後、令和6年度の先行事業の結果等を踏まえて、様々なご意見が出てきましたら、必要な機能を検討してまいります。
12	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	PMH制度マスタやPMH地単・国公費マスタに更新が生じた際には、自治体ベンダが更新データを提出する必要があるとのことだが、標準化対応後は、必要な項目(所得区分コード等)をPMHへ連携するために抽出する機能が必要ではないか。	09.自立支援医療(育成医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							自立支援医療について、ご意見のPMH制度マスタやPMH地単・国公費マスタに更新が発生する場合は、制度上の見直しとなるため、厚生労働省より通知や事務連絡が発出されることが考えられ、またマスタ情報の見直しであるため、障害者福祉システムに対してご意見のような機能が必要になるとは想定しておりません。
13	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	機能ID:0221342 PMHIに受給資格情報を提供した際、エラーが発生した場合は、そのエラー内容を確認するだけでなく、エラーを解消し、再度正常なデータをPMH側へ提供可能とする必要があると考える。そのため、「連携用データの作成・送信時にエラーが発生した場合、エラー対応後、連携情報の作成・送信の再処理ができること。」を要件に補記いただきたい。	10.自立支援医療(精神通院医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							「※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること」及び「※3 全件又は差分とすること」としておりますので、PMHから返却されたエラー分について対応すれば、自動的に次の連携時に送信されることとなります。
14	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	機能ID:0221342 PMHへ連携した受給資格情報と、その連携情報に対して正常に取り込まれたのか、エラーとなったのかを一覧形式で照会する機能を追加いただきたい。 受給者証番号指定、マイナンバー指定、医療機関コード指定、連携日指定、エラー分指定等で検索でき、結果を一覧で照会する機能が望ましい。	10.自立支援医療(精神通院医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							デジタル庁が公表するAPI設計書及びファイル設計書では、PMHから返却されるエラー情報について、API連携におけるResponsesのエラー項目、CSVファイル連携におけるstring150桁のエラー内容の1項目となっていることから、現状、「※4 CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHIに受給資格情報を提供する場合、返却された登録結果(コード、内容)を確認できること」としております。今後、令和6年度の先行事業の結果等を踏まえて、様々なご意見が出てきましたら、必要な機能を検討してまいります。
15	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	PMH制度マスタやPMH地単・国公費マスタに更新が生じた際には、自治体ベンダが更新データを提出する必要があるとのことだが、標準化対応後は、必要な項目(所得区分コード等)をPMHへ連携するために抽出する機能が必要ではないか。	10.自立支援医療(精神通院医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							自立支援医療について、ご意見のPMH制度マスタやPMH地単・国公費マスタに更新が発生する場合は、制度上の見直しとなるため、厚生労働省より通知や事務連絡が発出されることが考えられ、またマスタ情報の見直しであるため、障害者福祉システムに対してご意見のような機能が必要になるとは想定しておりません。

〇令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
16	標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた機能の見直し	機能ID:0220492 支給月額(支給単価)の改定にあたり、一括で改定ができる機能要件を追加いただきたい。そのため、機能ID.0220492とは別に、以下の要件を追加いただきたい。 【追加案】 支給単価の改定を一括で実施できること。 ※改定された対象者の一覧を出力できること。	05.国制度手当	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							支給単価の改定は、物価スライド等による年次の改定であるため、機能ID:0220557の支給単価等マスタに改定後の単価を登録し、登録された単価マスタの情報から、機能ID:0220492の支払データの作成を行うことは可能となっております。
17	標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた機能の見直し	機能ID:0220638(旧6.1.74) きょうだい児の受給者証番号を管理するにあたり、同一の保護者であることを確認したうえで登録するものではあるが、保護者が一致しているかのチェック機能を追加していただきたい。令和6年度上期全国照会意見・集約一覧において『同一の保護者を前提とした機能であるため保護者が一致しているかのチェックの上、登録をいただくように』と運用での対応を求められているが、本市のように対象者が多いと運用対処では人的ミスが発生する恐れがあるため、システムによるチェック機能を追加していただきたい。きょうだい児で異なる保護者名で申請があった場合や保護者が変更された場合、受給者証番号を新たに採番することとされているため、市民サービス向上のため、オプション機能でも良いので、ぜひとも機能の追加をお願いしたい。	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							機能要件に「対象児童の属する世帯に同一の保護者の支給決定を受けたいきょうだい児」とあり、同一の保護者を前提とした機能であるため保護者が一致しているかのチェックの上、登録をいただくようお願いいたします。
18	標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた機能の見直し	機能ID:0220641(旧6.1.34) 管理項目にサービス等利用計画(計画案含む)の回収状況を確認するための実績管理機能を追加していただきたい。令和6年度上期全国照会意見・集約一覧において『独自施策利用項目をご活用いただくことを想定』との回答をいただいたが、独自施策項目は数も限定されていることから、全自治体が管理していると思われる項目は管理項目に追加いただきたい。本市では、サービス等利用計画案及び計画に関して、システムでサービス等利用計画案及び計画の作成依頼書を作成し、依頼・提出状況の管理を行っている。サービス等利用計画については、請求審査にも必要となるため、回収情報の管理は必要であり、年間約2万の受給者が今後さらに増加する想定であるため、システムでの管理が必要不可欠と考える。	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							ご意見の「サービス等利用計画(計画案含む)の回収状況」については、現時点では、機能ID:0220655にて管理する、障害福祉サービス等(受給者管理)独自施策利用項目をご活用いただくことを想定しております。なお、独自施策項目の追加については、これまでの検討の中で妥当な数を定めたものとなりますので、追加は予定しておりません。
19	標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた機能の見直し	帳票・詳細要件 (介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 外20帳票 生年月日の表記について、「日本人は和暦表記、外国人は西暦表記」が必須項目となっているが、本人の意向にかかわらず、外国籍であることが他者から判別できる書類となってしまうため、各帳票において生年月日の和暦・西暦表記は地域性等を鑑みて、各自治体ごとに選べるオプション項目とすべきと考える。 なお、他の標準準拠システムにおいては、すでに意見のとおり反映済みと聞いているため、本システムにおいても同様に対応していただきたい。 令和6年度上期全国照会意見・集約一覧において『デジタル庁に整理を依頼中』との回答をいただいたが、障害者福祉の仕様書への反映をお願いしたい。	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	4.帳票要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							住民記録システム(住民票等)と表記を合わせており、標準化対象20業務でそろえる必要があると考えており、デジタル庁に整理の依頼をしております。今後、デジタル庁からの方針が示された際に仕様書への反映を検討します。

〇令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
20	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	認定請求等の診断書の提出を要する手続きについてはどのような対応を想定されているかご教示ください。例えば、難病医療や小児慢性で取り入れているような、医療機関から自治体にオンラインでデータを提出できるような仕組みを策定し、これに係るシステム導入を国費で対応する場合は実現可能性があると思います。しかしながら、受給者が自ら診断書をPDF化することは、受給者のデジタルリテラシーによっては対応できないことが考えられるほか、提出方法を携帯カメラなどで撮影した画像データの提出とした場合は、解像度によっては必要な情報が読み取れなかったり、改竄に気づくことができない等、結果的に自治体職員の事務負担増が見込まれるため、診断書の取扱いが不明瞭のまま実装必須とすることは不適切と考えます。	05.国制度手当	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							認定請求等の診断書の提出を要する手続きにつきましては、難病医療や小児慢性で取り入れているような仕組みが無いため、診断書は現状どおり封入封緘された紙の診断書で対応し、診断書以外についてオンライン化する対応が考えられます。
21	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	状況に合わせて様式を見直すことに異論は無いが、標準仕様書を変更しても各自治体のベンダがすぐさま対応できる訳では無いと考える。当市においても改定されたとしても、ベンダが対応できない可能性が高い。(標準化時期が全国一律であるため、ベンダ側が対応できない)結果的に移行後すぐさまシステム改修が必要となり、その分の財源措置もないといった状況が想定される。そういった情勢及び対応できない場合の財源措置については十分考慮いただきたい。	99.その他	9.その他	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							デジタル基盤改革支援補助金は、移行にかかる一時的な経費を対象としており、標準準拠システムに移行した後の改版対応への財政措置については、従前どおり必要に応じて検討を行う予定です。
22	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	(別紙4)帳票レイアウト/06.障害福祉サービス等(受給者管理)/01.介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書中の「サービスの種類」のうち、訓練等給付費のサービスの区分が、厚労省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/naiyou.html)で示されている区分と異なっているように見えます。これはレイアウトの都合上やむを得ないもので、正しい区分は厚労省HPのものということでしょうか。	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	4.帳票要件	1.4.1版案へ反映(改定・正誤)						○	厚労省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/naiyou.html)でお示している区分にあわせて帳票レイアウトを見直しさせていただきました。 ○変更箇所 帳票レイアウト 帳票ID:0220094 01.(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 帳票ID:0220096 03.(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書
23	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	びったりサービスによる申請により取得した情報を障害福祉システムにおいて円滑に活用できるようにすることができる仕様にしてほしい。オンライン申請等により市へ到達したデータを障害福祉システムに手入力するという時代に逆行したと運用にならないようにしてほしい。現在の書きぶりでは手入力する運用を許容しているように読める。	01.障害者福祉共通	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							標準仕様書の機能要件への書きぶりにつきましては、デジタル庁が公表する「標準仕様書間の横並び調整方針について」の「3. マイナポータルびったりサービスに関すること」に従っております。なお、「マイナポータルびったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能を経由して取得できること」としており、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」に規定される連携方式3、4の対応は経過措置となっております。

○令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
24	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	2.身体障害者手帳 2.2.進達管理機能 2.2.4. 3.療育手帳 3.2.進達管理機能 3.2.4. 4.精神障害者保健福祉手帳 4.2.進達管理機能 4.2.4. 12.特別児童扶養手当 12.2.進達管理機能 12.2.4. 「ファイルレイアウトは都道府県と市町村間で取り決めること。・都道府県システムに取り込むためにコード値や文字等の変換が必要である場合は、標準準拠システム外で実施すること。」について ファイルレイアウトを都道府県と市町村間で取り決めさせることは、都道府県ごとに大量の個別調整が必要となり、業務負荷が大きく、標準化にもそぐわない。市町村が標準化対応システムを導入しても、取り決められたファイルレイアウトに対応するためにインターフェースを個別開発する必要があるのでは本末転倒であると考ええる。 令和5年3月31日付け障発0331第10号「障害者福祉システム標準仕様書【第2.1版】」の策定について(周知)の「【別添3】市町村から都道府県への進達データ送付について」にレイアウトの規定例が記載されているが、標準化の趣旨に鑑み、解釈の余地を残すのではなく実装が一意に定まる規定例としてご提示(技術的助言)をいただきたい。また、通知では異動後の自治体職員や小規模ベンダーが見落とすおそれがあるため、通知ではなく標準仕様書の関連文書としてご提示をいただきたい。	02.身体障害者手帳	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							令和4年度下期に実施した全国意見照会において、「標準仕様書【第1.1版】」に載っていた、【機能ID 4.6.2】【機能ID 10.6.1】都道府県へ送付するための進達情報ファイルを作成できることを復活させてほしい。管内市町村から進達情報ファイルを受領して、それを県のシステムに一括して取り込むことを前提として人員配置しており、上記機能がなくなれば、データ入力がすべて手作業となり、人員不足に陥ってしまう。」「市町村から都道府県の進達業務について、電子で行えるよう書き加えてほしい。台帳情報などを県・市町村が各々が入力し2度手間となるため、CSVファイルなどで抽出・取込できた方が効率的である」等の複数のご意見を踏まえて、当該機能が無いことにより、現行システムで対応する都道府県が困ることとなることから、標準オプション機能として、令和5年3月末の2.1版にて対応しております。詳細は、厚生労働省のHPに掲載している「障害者福祉システム等標準化検討会(第5回合同WT)(令和5年2月9日開催)」の資料をご確認ください。
25	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	2.身体障害者手帳 2.3.台帳管理機能 2.3.14. 3.療育手帳 3.3.台帳管理機能 3.3.11. 4.精神障害者保健福祉手帳 4.3.台帳管理機能 4.3.9. 12.特別児童扶養手当 12.1.台帳管理機能 12.1.42. 「都道府県は市町村の標準準拠システムのベンダの実装内容(ファイルレイアウトやチェック条件、エラー後の処理等)を確認の上、判定結果ファイルを作成すること。・標準準拠システムに取り込むためにコード値や文字等の変換が必要である場合は、標準準拠システム外で実施すること。」について 都道府県に市町村システムのベンダのシステム実装を確認する責任が課せられているが、都道府県の責任範囲を超えていると考える。 都道府県が市町村のシステムベンダの実装内容(ファイルレイアウトやチェック条件、エラー後の処理等)を確認し、それに対応することは、都道府県の業務担当者の業務負担及び保有しているITスキルをはるかに超えており、現実的ではない。一般的に都道府県が都道府県システムの保守ベンダに委託している業務範囲でもない。都道府県システムは標準化対象外とされたので、交付金も受けられない。 以上より、「都道府県は…作成すること。」という記載は削除いただきたい。 また、進達データと同様に、判定結果ファイルの規定例のご提示(技術的助言)をいただきたい。解釈の余地を残すのではなく一意に定まるように記載していただきたい。通知ではなく標準仕様書の関連文書としてご提示をいただきたい。	02.身体障害者手帳	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							令和4年度下期に実施した全国意見照会において、「標準仕様書【第1.1版】」に載っていた、【機能ID 4.6.3】【機能ID 10.6.2】都道府県からの判定結果ファイルを一括して取込みできることを、復活させてほしい。」「都道府県から市町村への送付について、電子で行えるよう書き加えてほしい。台帳情報などを県・市町村が各々が入力し2度手間となるため、CSVファイルなどで抽出・取込できた方が効率的である」等の複数のご意見を踏まえて、当該機能が無いことにより、現行システムで対応する都道府県や市町村が困ることとなることから、標準オプション機能として、令和5年3月末の2.1版にて対応しております。詳細は、厚生労働省のHPに掲載している「障害者福祉システム等標準化検討会(第5回合同WT)(令和5年2月9日開催)」の資料をご確認ください。

〇令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
26	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	2.身体障害者手帳 2.7.帳票出力機能 2.7.9. 2.身体障害者手帳 2.7.帳票出力機能 2.7.24. 3.療育手帳 3.7.帳票出力機能ID7.8. 12.特別児童扶養手当 12.6.帳票出力機能 12.6.2. 12.特別児童扶養手当 12.6.帳票出力機能 12.6.3. 「・転出先自治体への送付について、〇〇は、法令・通知等において様式や処理方法(電子データ(PDFファイル等)による送付)等の規定はないため、個人情報保護の観点からの確に保護するための処置を行うことを前提に、電子データ(PDF化したファイル等)で送付することも差し支えない。」について 転出先自治体への送付について、紙やPDFの送付だけでは転出先自治体では手入力が発生し、転記ミスや氏名の漢字などが微妙に異なることが発生しうることから、紙やPDFの送付と合わせてデータファイルの送付を促していただきたい。 進達データと同様に、転出先自治体への送付データファイルの規定例のご提示(技術的助言)をいただきたい。解釈の余地を残すのではなく一意に定まるように記載していただきたい。通知ではなく標準仕様書の関連文書としてご提示をいただきたい。	02.身体障害者手帳	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							電子データ(PDF化したファイル等)で送付することも差し支えないとしているため、個人情報保護の観点からの確に保護するための処置を行うことを前提に、データファイルで送付することも差し支えございません。
27	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	4.精神障害者保健福祉手帳 「要件の考え方・理由」に「転出先自治体への送付について」の記載がないので、身体障害者手帳、療育手帳と同様に記載いただきたい。	04.精神障害者保健福祉手帳	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							身体障害者手帳は身体障害者更生指導台帳、療育手帳は知的障害者更生指導台帳に関する記載であり、精神障害者保健福祉手帳はこれにあたる帳票様式がないことから規定しておりません。
28	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	申請者からの手続きのオンライン化のみではなく、各市町村から各都道府県および国への進達業務等についてもオンライン化が妥当である。 各市町村への申請がオンライン化に対応できた場合でも、行政間がオンライン化できない場合はオンライン・紙媒体の二重管理となり業務省力化の効果が限定的となるためである。 この点は、障害福祉分野での各種手帳・各種手当・各種自立支援医療のみではなく、広く行政間全体で推進すべきである。	01.障害者福祉共通	9.その他	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							ご意見の内容につきましては、ご意見として承知いたしました。 なお、機能・帳票要件(02.身体障害者手帳)の機能ID:0220247(都道府県へ送付するための進達情報ファイルの作成)等の都道府県と市町村間における電子ファイルによる送付を可能とする機能については規定しております。
29	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	障害児福祉手当認定請求書と特別障害者手当認定請求書の⑥身体障害者手帳の所有状況ですが、身体障害者手帳だけの有無ではなく、療育手帳と精神福祉手帳についても記載できるようにしていただきたいです。	05.国制度手当	4.帳票要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							ご意見の標準仕様書における帳票レイアウトの表記は、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」に定められた様式に合わせておりますが、ご意見の表記箇所は「固定文言1」及び「固定文言2+編集1」としておりますので、文言マスタに設定することで、自治体により表記を変更することは可能となっております。
30	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	10.自立支援医療(精神通院医療) 10.4.帳票出力機能 機能ID0221061について オプション機能としているが、当市では現在、申請書は手書きせず申請手続きが終了するようシステムから一括出力を行っている。この機能について導入当初から使用できない場合、他方検討、手書き増となる懸念点があるため、対象者情報が印字された書類が印刷できるよう確実に実装していただきたい。機能ID0221062(記載事項変更届)、0221066(再交付申請書)、0221067(返還届)についても同様である。	10.自立支援医療(精神通院医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							機能ID:0221061の実装区分を実装必須に変更してほしいとの意見として理解しました。 要件の考え方・理由にも記載のとおり、自治体の運用により、出力の必要性が異なるため、標準オプション機能としております。

○令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
31	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	11. 補装具 11.1.台帳管理機能 機能ID0221095について、年度管理を行いたい場合があるため、年度毎に通番管理できるようにしていただきたい。8.自立支援医療(更生医療) 8.1.受給者台帳管理機能 機能ID0220866、9.自立支援医療(育成医療) 9.1.受給者台帳管理機能 機能ID0220944 についても同様である。	11.補装具	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							申請受付番号の自動付番機能についてのご意見となりますが、自治体によっては様々な採番ルールがあると理解しております。一方で、それらのルールを全て踏襲することは難しく、また規定にすることで開発コストの懸念等もあり、これまでの実施してきました検討により現在の規定としております。自立支援医療(更生医療、育成医療)も同様となります。
32	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	(別紙2)機能・帳票要件_08.自立支援医療(更生医療) 機能ID:0221378 見え消し版にて、PMHに関するAPI設計書等は元々具体的な書類名が名機されておりましたが、4.1版の改版にて消されております。 具体的な書類名がないと仕様確認時に機能に齟齬が生まれる可能性が出てきます。 具体的な書類名を明記したままようお願いいたします。 また、明記しないのであれば、抹消した理由もお聞かせください。	08.自立支援医療(更生医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							令和5、6年度にデジタル庁が先行事業を行っており、PMHに関する設計書等の追加・修正の頻度が高いことから、機能・帳票要件に機能については具体的な表記をしないように修正しておりますが、「(別添1)PMH登録時の自立支援医療設定内容」については、「[PMH]0703_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル_Ver.1.2」といった具体的な表記を行っており、こちらの表記により仕様確認を行うことは可能となっております。
33	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	■機能ID 0221388,0221389 【質問】 今回、0220077に対する対象事務手続きの追加として、0221388,0221389の機能要件が追加されていますが、今後、びったりサービスにおける標準様式(プリセット)及び標準手続が国により追加される場合、または追加が見込まれる場合に、同様に対象手続きが対象事務として限定列挙として追加される。という整理でよろしいでしょうか。 また、その場合、国のプリセットを元にオンライン手続き画面等を自治体で一部変更している場合も、標準仕様書内の管理項目の連携に留まる場合は当仕様の範囲内として、対応可能と考えてよろしいでしょうか、または当機能要件の対象外でしょうか。 【理由】 (質問の趣旨) 今更の確認となりますが、0220077及び関連する機能要件にて規定されていない事務手続きについて、国の提供するプリセットによらない、びったりオンライン申請画面を独自で設定している場合、そちらの事務についてはカスタマイズとなるため、当仕様で対応できず、取得は実装不可機能となる。→RPA等で対応すべき、という整理となるでしょうか、という確認です。 また、列挙の対象となった事務についても、国のプリセットをそのまま利用せず一部加工している場合は、やはりカスタマイズとなるため、当仕様で対応できず、実装不可となる →RPA等で対応すべき、という整理となるでしょうか、という確認となります。	01.障害者福祉共通	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							お問合せの内容は標準化対象20業務に共通する内容であり、申請管理機能との連携等に関する内容であるため、デジタル庁に問い合わせさせていただきようお願いいたします。なお、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関する共通機能等技術要件検討会 データ連携ワーキングチーム(第4回)兼申請管理ワーキングチーム(第3回)兼宛名管理ワーキングチーム(第3回)の「資料4 申請管理WT_申請管理に関する課題」によれば、標準仕様書に未規定の事務手続き、事務手続きは規定されているものの未規定の管理項目については連携対象外とする対応の方向性が示されています。また、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に関するFAQ(2024年9月30日更新)及び「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に関するリファレンス(推奨指針)(2024年2月14日更新)においては、お問合せの内容に関する記載は見受けられません。
34	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	障害児福祉手当、特別障害者手当受給者の死亡時の届出は帳票レイアウト名「29-資格喪失」に含まれているのか。 含まれない場合は帳票レイアウトに追加するべきではないか。	05.国制度手当	4.帳票要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							障害児福祉手当、特別障害者手当の死亡の届出につきましては、「29 資格喪失届」に含まれておりません。これまでの検討において、死亡届に関する対応の意見は無く、取り扱う件数も少ないことから、未対応とさせていただきます。

〇令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
35	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	職員がどんどん減っている現状を踏まえ、行政手続オンライン化には大変な期待をしています。申請者が障害者・高齢者が多いため、オンライン申請がより行いやすい簡素な入力にする、帳票がわかりやすいことを望みます。利用者・行政の業務の手数を減らすことを、念頭に置いていただくと大変助かります。	05.国制度手当	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							申請者が利用するオンライン申請を行う画面は、デジタル庁が開発するマイナポータルのびったりサービスとなります。その上で、びったりサービスから登録された内容は申請管理機能(地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定)を経由して、障害者福祉システムに自動的に取り込まれることとなります。
36	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	標準仕様書を変更しても各自治体のベンダがすぐさま対応できる訳では無いと考える。当市においても改定されたとしても、ベンダが対応できない可能性が高い。(標準化時期が全国一律であるため、ベンダ側が対応できない)結果的に移行後すぐさまシステム改修が必要となり、その分の財源措置もないといった状況が想定される。そういった情勢及び対応できない場合の財源措置については十分考慮いただきたい。	99.その他	9.その他	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							デジタル基盤改革支援補助金は、移行にかかる一時的な経費を対象としており、標準準拠システムに移行した後の改版対応への財政措置については、従前どおり必要に応じて検討を行う予定です。
37	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	PMH登録時の自立支援医療設定内容について、受給者証券面項目について、住所フリガナデータは項目としては必要なのではないか。(氏名フリガナはあるが、住所フリガナは情報がない、また受給者証にも掲載していない)。そもそも、取り扱い情報は最低限としたいため、重複しているような項目(基本情報と券面情報の氏名、住所等)については、削除して欲しい。	08.自立支援医療(更生医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							「PMH登録時の自立支援医療設定内容」は、デジタル庁が公表するPMHに関する設計書等に合わせて作成しておりますが、住所フリガナは必要とされておらず、現状の受給者証の券面にも記載していないところ。重複項目の必要性につきましては、医療機関において、PMHにおける処理やレセプトコンピューターへ連携するための項目等について連携項目としている他に、医療機関の窓口における資格確認をスムーズに行うことができるように、紙の受給者証に代えて画面上で受給者証イメージを確認できるように受給者証券面項目が用意されております。
38	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	また、後述6で述べる通り、保険情報はマイナ照会で確認される事項かと思われるので、こちらの項目も必要なのではないか。	08.自立支援医療(更生医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							保険情報につきましては、受給者証券面項目に設定していただくこととなっております。
39	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	PMHとの連携が可能となると、紙の公費受給者証の提示は不要とのことだが、自治体は申請者全員に紙の受給者証を発行しなければならず、自治体に対する業務の効率化は図られないと思う。	08.自立支援医療(更生医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							ご意見のとおり、現時点においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第3項において、自立支援医療受給者証を交付しなければならないとされております。自立支援医療受給者証の扱いについては厚生労働省で検討中となっており、自立支援医療受給者証の扱いが見直される場合は、今後、標準仕様書の見直しを行うこととなります。

〇令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
40	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	(別紙2)機能・帳票要件_09.自立支援医療(育成医療)機能ID0221380_適合基準日が令和8年4月1日と記載がありますが、令和6年11月22日開催のマイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化に係るオンライン説明会意見照会で「障害者福祉システム標準仕様書の機能・帳票要件機」9.自立支援資料(育成医療)9.1受給者台帳管理機能の適合基準日に「令和8年4月1日」と記載があるが、R9年度から全国運用という事であれば、令和9年4月1日とするか、令和9年4月1日までは必須ではなく標準オプションとして扱うべきでは。」の回答として「令和9年度から全国運用となれば、現行の令和8年4月1日から令和9年4月1日へ適合基準日を変更する予定です。なお、実装区分については、実装必須機能とする予定です。」の回答を得ていますが、本仕様書記載の適合基準日は令和8年4月1日から変更にならないのですか。また、その他の、PMH関連の適合基準日についての記載も空白になっていますが、令和6年11月22日開催のマイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化に係るオンライン説明会で説明のあった令和9年4月1日以降の日付が、今後の改版で記載されてきますか。	09.自立支援医療(育成医療)	2.機能要件	1.4.1版案へ反映(改定・正誤)							ご意見のとおり、公費負担医療のオンライン資格確認の全国展開は令和9年度からに変更されることから、以下の機能について、適合基準日を令和8年4月1日から令和9年4月1日に変更いたしました。 ○変更箇所 機能・帳票要件 08.自立支援医療(更生医療) 機能ID:0221378 09.自立支援医療(育成医療) 機能ID:0221380
41	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	【指定医療機関の有効開始日について】 【機能ID:0221012、0220941、0220862】医療機関の有効開始日及び終了日の管理項目をオプション機能ではなく必須機能に変更し、【(別添1)PMH登録時の自立支援医療設定内容】に指定医療機関の有効開始日、終了日に関するデータ項目((例)更生医療の場合、基本データリスト:02201784~02201789に該当するデータ項目)を追加されたい。【(別添1)PMH登録時の自立支援医療設定内容】に「受給者証の有効期間開始日と終了日」を設定するデータ項目があるが、必ずしも指定医療機関として受給者が指定した有効期間開始日や終了日と一致するわけではない。住所変更や保険変更、医療機関変更等の異動が単発又は複数同時に発生するたびに受給者証に記載される有効期間開始日が異なるので、医療機関によっては資格誤りによる過誤調整が発生し、PMHの理念に沿わなくなるため。	08.自立支援医療(更生医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							受給者証における有効期間開始日、有効期間終了日は1つであり、また、受診する医療機関等は原則1箇所となっております。その上で、複数の医療機関等に受診し、医療機関等により有効期間開始日が変わる場合は、受給者証の裏面にある特記事項欄に印字することが可能となっており、PMHへの連携は「受給者証券面項目」に特記事項欄の内容を設定することで、医療機関において確認することは可能となっております。
42	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	PMH登録時の自立支援医療設定内容について、自己負担上限額の設定内容に「自治体独自で上乗せ支給している場合は、上乗せ後の率(額)を設定する」とありますが、本市の自立支援医療の独自上乗せ部分は、「外来1日1医療機関あたり600円、月2回1,200円を限度」のように、国制度とは異なる計算方法ですが、問題なく設定可能でしょうか。また、一つの制度の中に、独自上乗せありの対象者と、独自上乗せなし(国制度どおり)の対象者が両方いる場合も問題ないでしょうか。	08.自立支援医療(更生医療)	2.機能要件	4.継続検討							ご意見の場合においても、4.1版案の設定方法で問題がないか、デジタル庁に確認いたします。
43	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	・レセプトの取込・登録と、償還払いの対象者・対象金額抽出機能が実務的に必要。	08.自立支援医療(更生医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							レセプトの取込・登録に関する機能は、8.3.公費負担医療管理機能、9.3.公費負担医療管理機能、10.3.公費負担医療管理機能に規定しております。償還払いに関する機能につきましては、自治体独自の医療費助成についてのことと想われますが、その場合は独自施策システムで管理し、PMHへ連携することとなります。
44	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	・保険種別にかかわらず、全ての保健母体からレセプト情報の照会・収集・利用ができる事前合意が必須ではないか。	08.自立支援医療(更生医療)	9.その他	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							公費負担医療のオンライン資格確認においては、紙の受給者証情報をオンライン画面から確認できるようにするものであるため、レセプト情報を利用することは想定されていません。
45	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	・資格情報は医療保険、医療機関、福祉医療それぞれリアルタイムに反映することは可能か。(喪失、変更など)	08.自立支援医療(更生医療)	9.その他	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							自治体からPMHに連携された資格情報が医療機関等でリアルタイムで確認できるかということであれば、連携するデータ量やPMHでの取込処理にどの程度の時間を要するかに関係すると考えられますので、デジタル庁へ問い合わせさせていただきたいと思います。

〇令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
46	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	・福祉医療助成は各自自治体ごとに条件など異なる部分が多くあるが、どのように差分を取り入れていくのか具体的な計画を知りたい。	08.自立支援医療(更生医療)	9.その他	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							自治体独自の医療費助成につきましては、標準化の対象外となっておりますので、デジタル庁へ問い合わせさせていただきようお願いいたします。
47	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	・すべての医療機関に協力してもらえるのか。	08.自立支援医療(更生医療)	9.その他	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							受給者証に記載された医療機関等に対して、公費負担医療のオンライン資格確認に協力していただくように働きかけをしていただきますようお願いいたします。なお、デジタル庁のHP(https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub)に、医療機関等向けの情報が掲載されております。
48	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	・資格情報がリアルタイムに反映される事を前提として、現在本人からの申し出で行っている市役所窓口での変更手続きなども無くすることが出来るのか。	08.自立支援医療(更生医療)	9.その他	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							自治体窓口における申請・届出の事務は変わりありません。
49	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	<p>■(別添1)PMH登録時の自立支援医療設定内容</p> <p>【質問】 今回の改版により、「差分連携の追加」が変更されています。「[PMH]R6差分履歴連携仕様について_v1.2.pptx」では、以下のとおりとされています。「差分履歴連携において、受給者証は履歴一式として表現される。」「連携の最小単位:受給者証単位の履歴一式(洗い替え)」 「PMHでは過去連携されたデータは保持せず、最後に連携された履歴一式から有効証を判定する。」</p> <p>・PMHに供給する受給者資格の管理において、 ①受給者が転出する(予定)等により、資格喪失(有効期限終了日の短縮)が発生、しかし決定日(連携日)と資格喪失予定日にタイムラグがある場合 ②受給者が重度かつ継続で年次で更新する場合において、決定日(連携日)と次回の資格の有効期限開始日にタイムラグがある場合 等については必然的に差分連携を選択する必要がある、という認識でよろしいでしょうか。 (全件連携では、履歴一式を履歴集合として管理できないため、全件洗い替え→連携即最新決定分の情報(キーが変更にならない限り)のみとなり、その情報により資格確認がされてしまうため。)</p> <p>また、 ・厚労省の自治体に向けた資料「マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化に係るオンライン説明会(令和6年11月22日)に係るご意見・ご質問への回答」(令和6年12月5日)においては、No25で「資格の履歴を管理していない」とされていますが、「PMHでは過去連携されたデータは保持」しないの意、または全件連携に特化した記載と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>【理由】 (質問の主旨) 自立支援医療においては、特に②については、必然的に発生するため、結果的に全件連携あまり想定されず、差分連携を行う必要があるか、という確認になります。 (理解に誤りがないのであれば、全件連携の場合は、有効期限開始日の前日に連携の調整が必須となるかと思われます。)</p>	08.自立支援医療(更生医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)						<p>・1点目につきまして、「受給者証単位の履歴一式」の考え方は差分連携時のみに適用され、全件連携時は「送信時点又は将来有効な受給者証のデータ(有効期間が有効、かつ廃止されていないデータ)を設定するため、必然的に差分連携を選択する必要はございません。</p> <p>・2点目につきましては、お見込みのとおり、全件連携に関する内容となります。なお、全件連携時は、全件連携する毎に、前回に全件連携した情報を削除し、今回全件連携した情報に入れ替えることとなっております。</p>	
50	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	職員や病院事務員等がどんどん減っている現状を踏まえ、PMHには大変な期待をしています。現在実証実験に参加したくとも、ベンダーとの折り合いがつかず、参加の目処がたっておりません。業務の手数を減らすことを、念頭に置いていただけると大変助かります。	08.自立支援医療(更生医療)	9.その他	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							自治体職員の負担が増加しないように、PMHへの資格情報の送付は自動連携としており、医療機関等ではレセプトコンピューター等に手入力している受給者証情報をPMHから自動連携されるようになることで、医療機関等における業務の手数を減らすための仕組みも組み込まれております。

〇令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
51	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	標準仕様書を変更しても各自治体のベンダがすぐさま対応できる訳では無いと考える。当市においても改定されたとしても、ベンダが対応できない可能性が高い。(標準化時期が全国一律であるため、ベンダ側が対応できない)結果的に移行後すぐさまシステム改修が必要となり、その分の財源措置もないといった状況が想定される。そういった情勢及び対応できない場合の財源措置については十分考慮いただきたい。	99.その他	9.その他	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							デジタル基盤改革支援補助金は、移行にかかる一時的な経費を対象としており、標準準拠システムに移行した後の改版対応への財政措置については、従前どおり必要に応じて検討を行う予定です。
52	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	自立支援医療の所得区分判定において、「被保険者の氏名」は必要不可欠な情報であることから、情報照会で確認できるよう早急な対応をお願いいたします。	08.自立支援医療(更生医療)	9.その他	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							自立支援医療費支給認定申請書の「受診者と同一保険の加入者」欄に記載された方について情報照会することで、被保険者又は被扶養者の区分が返却されますので、「被保険者の氏名」は確認することは可能となっております。受給者本人に対する情報照会を行うことで「被保険者の氏名」も確認できるような対応が可能につきましては、引き続き、厚生労働省で検討しております。
53	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	「標準仕様書【第4.1版】案に関する意見照会について」において、帳票レイアウト上、療養介護医療受給者証からは保険情報に係る項目が削除となっている。これはマイナ保険証移行に伴い、保険情報確認を原則、情報ネットワークシステムで照会をすることからと推察するが、その場合、自立支援医療受給者証においても保険情報に係る項目を削除しないのか。(自立支援法上、保険情報は申請では必須項目となっているが、受給者証掲載は必須項目ではないため、せめて備考欄運用で良いのではないかと考えます)	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	4.帳票要件	1.4.1版案へ反映(改定・正誤)						○	療養介護医療、肢体不自由児通所医療については、法令的に保険情報を申請する必要はなく、受給者証への印字についても定めていないことから、マイナ保険証への移行に伴い、帳票レイアウトから保険情報の項目を削除しました。そのため、本来であれば管理項目からも保険情報に関する項目(記号番号枝番)も必要ではありませんが、運用上、保険情報を確認し管理することもできるように管理項目については標準オプション機能に変更しました。 また、自立支援医療については医療保険世帯で所得を判定する必要があるため、申請書等の保険情報は規定し、医療機関での医療保険の確認事務等を考慮し、受給者証上の保険情報の項目もそのままとしています。 ○変更箇所 機能・帳票要件 06.障害福祉サービス等(受給者管理) 機能ID:0221375、0221399
54	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	管理項目「被保険者証記号番号枝番」の修正において同一の内容を示しているが、事務によって「資格確認書等記号番号枝番」や「加入医療保険記号番号枝番」と表記ゆれがあるため、表記を統一していただきたい。「加入医療保険記号番号枝番」が正しいのではないかと考えます。	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	2.機能要件	1.4.1版案へ反映(改定・正誤)						○	ご意見のとおりとなりますので、障害福祉サービスの機能ID:0221399の管理項目を「加入医療保険記号番号枝番」に訂正しました。 ○変更箇所 機能・帳票要件 06.障害福祉サービス等(受給者管理) 機能ID:0221399

○令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
55	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	機能ID0221376の米印に「被保険者証記号番号枝番」の表記が残っている。機能ID0221375の修正に合わせて見直しが必要。	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	2.機能要件	1.4.1版案へ反映(改定・正誤)			○				ご意見のとおりとなりますので、※に記載の「被保険者証記号番号枝番」を「加入医療保険記号番号枝番」に訂正しました。 ○変更箇所 機能・帳票要件 06.障害福祉サービス等(受給者管理) 機能ID:0221376
56	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	機能ID0221376の「資格確認書等資格取得日」、「資格確認書等資格喪失日」とあるが、医療保険の資格取得日や喪失日であるため、表記を「資格確認書等」から「加入医療保険」にしたほうがいいのではないかと。資格確認書等に喪失日の記載はない。	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	2.機能要件	1.4.1版案へ反映(改定・正誤)			○				ご意見のとおりとなりますので、障害福祉サービスの機能ID:0221376の管理項目の「資格確認書等」の表記を「加入医療保険」に訂正しました。 ○変更箇所 機能・帳票要件 06.障害福祉サービス等(受給者管理) 機能ID:0221376
57	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	自立支援医療の所得確認を行う際の同意にかかる事務局回答で「自立支援医療費支給認定申請書の申請者氏名の記名欄にある固定文言箇所に同意文を入れる対応」とあるが、同一保険加入者への所得調査は、同一保険加入者本人からの同意が必要となる認識である。事務局回答の方法では申請者本人分の同意しか得られないのではないかと。また、「この方法で問題ない」と誤った認識を促す恐れもあるため、「同一保険加入者からは別途同意書が必要」など、注意文を入れるなど記載内容の見直し(削除含め)していただきたい。	08.自立支援医療(更生医療)	4.帳票要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							同意文につきましては、自立支援医療費支給認定申請書の申請者氏名の記名欄にある固定文言箇所に対して、「同一保険加入者への所得調査における各加入者の同意を含める」等の文言も含めて、各自治体で適切な文言を文言マスタに設定することで同意文を入れることは可能となっております。なお、同一保険加入者への所得調査における同意について、加入者それぞれの署名を求める場合等で、支給認定申請書のみで足りない場合は、標準準拠システム外で別紙を用意することは差し支えありません。
58	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	マイナンバー制度による情報連携により取得した情報を障害福祉システムにおいて円滑に活用できるようにすることができる仕様にしてほしい。マイナンバー制度による情報連携により市へ到達したデータを障害福祉システムに手入力するという時代に逆行したと運用にならないようにしてほしい。現在の書きぶりでは手入力する運用を許容しているように読める。	08.自立支援医療(更生医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							4.1版案で追加している機能ID:0221393、0221394、0221395により、情報照会で取得した情報を加入医療情報として活用できるようにしておりますが、ペナダによっては機能ID:0220071、0220074の「要件の考え方・理由」に記載の②及び③の利用も可としているため、ペナダにご確認いただくようお願いいたします。
59	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示[平成二十九年五月二十九日号外内閣府、総務省告示第一号]」を確認いただき、所得同意が真に必要な事務手続きにかかる様式のみ所得同意欄をもうけるようにしてほしい。	08.自立支援医療(更生医療)	4.帳票要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							同意文につきましては、自立支援医療費支給認定申請書の申請者氏名の記名欄にある固定文言箇所に對して、文言マスタの設定を行うことで同意文を入れることは可能となっております。

〇令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
60	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	帳票詳細要件の「25.療養介護医療受給者証(0220119)」について、マイナ保険証への移行に伴って変更となるのは保険情報の確認方法のみと認識していたが、4.1版では受給者証の保険情報欄が削除されている。保険情報の記載はしなくてよいのか。	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	2.機能要件	1.4.1版案へ反映(改定・正誤)			○				療養介護医療については、法令的に保険情報を申請する必要はなく、受給者証への印字についても定めていないことから、マイナ保険証への移行に伴い、帳票レイアウトから保険情報の項目を削除しました。なお、事務運用の変更ではないため、これまでどおり、保険情報を管理する必要がある場合は、機能ID:0221399の標準オプション機能の管理項目で管理することは可能となります。 ○変更箇所 機能・帳票要件 06.障害福祉サービス等(受給者管理) 機能ID:0221375、0221399
61	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	【機能ID:0221375、0221376、0221377、0221379、0221381について】 障害福祉サービス関連では「被保険者証」を「資格確認書等」に、自立支援医療関連では「被保険者証」を「加入医療保険」という文言に変更しているが、この違いは何か。特に理由がないのであれば「加入医療保険」に統一してはどうか(「資格確認書等」よりも「加入医療保険」の方が制度改正等による名称変更により左右されない汎用性の高さと認知度があるため。マイナ保険証への移行が進むのであれば「資格確認書」という文言は使用頻度・認知度が今後低下していくと思われるので管理項目の名称として相応しくないのではないか)	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	2.機能要件	1.4.1版案へ反映(改定・正誤)			○	○		ご意見のとおりとなりますので、障害福祉サービスの機能ID:0221399、0221376の管理項目の「資格確認書等」の表記を「加入医療保険」に訂正しました。なお、自立支援医療(更生医療、精神通院医療)の帳票ID:0220179、0220202の「受給者証の更新について(お知らせ)」の必要な書類の「3. 資格確認書等の写し」は「加入医療保険を確認できる書類」に変更しております。 ○変更箇所 機能・帳票要件 06.障害福祉サービス等(受給者管理) 機能ID:0221399、0221376 帳票レイアウト 08.自立支援医療(更生医療) 帳票ID:0220179 受給者証の更新について(お知らせ) 10.自立支援医療(精神通院医療) 帳票ID:0220202 受給者証の更新について(お知らせ)	
62	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	自立支援医療の管理項目の名称変更および自立支援医療受給者証、自立支援医療費支給認定申請書、支給認定決定のお知らせ、自立支援医療受給者証等記載時効変更届、受給者証の更新について(お知らせ)の「加入医療保険の記号及び番号」への変更について、健康保険法にて「被保険者等記号・番号等」と記載されているため、「被保険者の記号および番号」に変更していただけないでしょうか。	08.自立支援医療(更生医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)						障害者福祉システムとしては「加入医療保険」に統一させていただきます。	
63	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	帳票レイアウトの「08.自立支援医療費支給認定申請書」について、「受診者と同一保険の加入者」欄に生年月日及び住所の追加が必要ではないでしょうか。理由は、マイナ保険証への移行に伴い、受給者が社会保険等の被扶養者の場合は被保険者の特定が必要ですが、「受診者と同一保険の加入者」の個人番号の記載がない場合、住基ネット照会で氏名・生年月日・住所の3情報が必要となるためです。	08.自立支援医療(更生医療)	4.帳票要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)						個人番号欄は原則記載をいただく項目となりますので、記載がない場合は申請時に生年月日、住所の聞き取りをいただくなどの運用をお願いします。	

〇令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
64	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	【自立支援医療の所得確認を行う際の同意書について】 事務局回答で「自立支援医療費支給認定申請書の申請者氏名の記名欄にある固定文言箇所」に同意文を入れる対応」とあるが、同意事項の中に、所得確認だけでなく、転入時に自立支援医療給付に係る診断書等の写しを転入前自治体から取り寄せるための文言も追加されたい。現在の運用では、同意書面をもって府が転入前自治体から診断書等の写しを取り寄せ、転入前自治体の支給決定内容を引き継いで受給者証を交付している。同意書面が複数にわたると申請者や自治体の手続きが煩雑となるため、一つに集約されたい。	08.自立支援医療(更生医療)	4.帳票要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							同意文につきましては、自立支援医療費支給認定申請書の申請者氏名の記名欄にある固定文言箇所に対して、「診断書等の写しを転入前自治体から取り寄せるための文言」等も含めて、各自治体で適切な文言を文言マスタに設定することで同意文を入れることは可能となっております。
65	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	【加入保険情報の管理項目について】 【機能ID:0221381、0221377、0221379】の加入保険情報の管理項目に、情報提供ネットワークによる情報照会で提供される「保険者名称」、「受給者区分(被保険者又は被扶養者)」を追加されたい。また情報提供ネットワークによる情報照会で「被保険者氏名」が表示できるようになった際は、こちらも管理項目に追加されたい。情報照会結果の取込時に当該項目が欠落し、事務処理が煩雑かつ所得判定が正確に行えないため。	08.自立支援医療(更生医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							ご意見の「保険者名称」は管理項目「保険者番号」、「受給者区分(被保険者又は被扶養者)」は管理項目「世帯員被保険者・被扶養者区分コード」で管理可能となっております。
66	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	【自立支援医療受給者証について】 受給者証の「加入医療保険の記号及び番号」欄を削除されたい。情報提供ネットワークシステムで資格確認した場合、記号・番号・枝番は1レコードかつ桁数調整で空白ゼロ詰め20桁で回答を受領するが、医療機関のオンライン資格確認XMLファイルデータレイアウトでは、記号、番号、枝番に分かれた3つのレコードで情報提供され、レセプトコンピュータに取り込まれている。加入医療保険の記号及び番号の表記が受給者証と異なると医療機関及び受給者双方に混乱をきたすため。また、PMH登録時にも提供されないデータ項目であり、受給者証に印字する必要性は低いと思われる。	08.自立支援医療(更生医療)	4.帳票要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							「加入医療保険の記号及び番号」について、障害者福祉システムからPMHに連携する項目は「受給者証券面項目(複数)」が該当し、記号・番号・枝番は1つの項目としてPMHに連携されます。その後、PMHから医療機関等が利用するレセプトコンピュータ等に連携される項目は「受給者証券面項目」となっており、自治体から連携した「加入医療保険の記号及び番号」と同一になっていると考えられます。 ※参考 デジタル庁のHPIに掲載される「医療機関・薬局、医療機関・薬局システムベンダー向けの情報」のXML仕様書(2024年10月1日更新)
67	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	機能・帳票要件 8.自立支援医療(更生医療)機能ID:0221393(育成医療の機能ID:0221394も同様) 「保険資格情報を自動で取得し、加入保険情報として利用できること。」に関連して、今後、特定疾病療養受療証も紙の受療証が廃止されると思われるため、保険加入情報と合わせて特定疾病療養受療証の有無の情報も取得できるようにしていただきたいです。	08.自立支援医療(更生医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							現時点においては、マイナ保険証を医療機関等の受診時に利用し特定疾病情報の提供に同意することで、紙の特定疾病療養受療証を提示する必要はないものの、紙の特定疾病療養受療証の利用は継続されます。紙の特定疾病療養受療証が廃止される場合は、その影響を踏まえて検討いたします。

○令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
68	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	介護給付費及び障害児通所給付費の様式で保険証欄が削除となっていますが、療養介護等の食事負担額を決定するために医療保険情報の確認が必要と思われませんが、決定方法等の変更があるということでしょうか。	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	2.機能要件	1.4.1版案へ反映(改定・正誤)			○				決定方法等の変更はございません。療養介護医療、肢体不自由児通所医療については、法令的に保険情報を申請する必要はなく、受給者証への印字についても定めていないことから、マイナ保険証への移行に伴い、帳票レイアウトから保険情報の項目を削除しました。そのため、本来であれば管理項目からも保険情報に関する項目(記号番号枝番)も必要ではありませんが、運用上、保険情報を確認し管理することもできるように管理項目については標準オプション機能に変更しました。 ○変更箇所 機能・帳票要件 06.障害福祉サービス等(受給者管理) 機能ID:0221375、0221399
69	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	【自立支援医療の所得確認を行う際の同意書について】 所得確認が必要な同一保険の加入者において、単身赴任等で配偶者等が他自治体等に住所を有する場合があります。 現在の申請書には同一保険加入者の住所記載欄はない。 申請書が同意書を兼ねる場合、マイナンバーによる情報連携において、申請書に当該加入者の住所が記載されていない場合は、連携時に十分な情報確認(照合)はとれないのではないかと。	08.自立支援医療(更生医療)	4.帳票要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							ご意見の内容については理解をいたしますが、住所欄を設けることで、自自治体に住所があるかとも記載する必要があると勘違いをされる場合や追加することにより、他の項目の記載スペースが狭くなる等の問題があることから住所欄を追加する予定はございません。自由記載や固定文言の機能を利用し、同一保険の加入者で他自治体に住所がある場合は、別途、住所を記載いただくなどの注意書きをするなどの運用をお願いします。 なお、「申請書が同意書を兼ねる場合」とありますが、必ずしも申請書で同意を得る必要はなく、自治体の運用によっては、標準準拠システム外で別紙により同意を得ることについては差し支えはないため、そちらに同一保険加入者の住所欄を設けて運用するなども考えられます。
70	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	■機能ID 0221375、0221376 (資料No.02『令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応(2/9)』) 【質問】 関連帳票において被保険者情報欄が削除されているが、『保険者番号』および『資格確認証等記号番号枝番』が管理項目として残っている。どのような管理を想定しての項目であるかご教示いただけますでしょうか。 【理由】 当該管理項目に変更があった場合は、受給者に『記載事項変更』または『変更申請』として届け出いただくことが一般的であるが、帳票様式には含まれないため、変更があった場合の管理が困難であることが想定されます。変更内容までの管理が不要ということであれば、そもそも当該項目についての用途が不明であるため、その用途を理解したうえで管理していきたいと存じます。	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	2.機能要件	1.4.1版案へ反映(改定・正誤)			○			療養介護医療、肢体不自由児通所医療については、法令的に保険情報を申請する必要はなく、受給者証への印字についても定めていないことから、マイナ保険証への移行に伴い、帳票レイアウトから保険情報の項目を削除しております。そのため、本来であれば管理項目からも保険情報に関する項目(記号番号枝番)も必要ではありませんが、運用上、保険情報を確認し管理することもできるように管理項目については標準オプション機能に変更してまいります。 ○変更箇所 機能・帳票要件 06.障害福祉サービス等(受給者管理) 機能ID:0221375、0221399	

〇令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
71	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	今後、社会保険証を持たず保険証確認の手間が増えると思われるので、社会保険の情報を得られるようにして欲しい。	08.自立支援医療(更生医療)	9.その他	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							自治体において健康保険情報を得る方法としましては、国民健康保険、後期高齢者医療保険はそれぞれ機能・帳票要件(01.障害者福祉共通)に規定する国民健康保険システム、後期高齢者医療システムと連携することで可能となり、被用者保険、共済、国保組合、他自治体国保については情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会により可能となっております。
72	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	「自立支援給付(障害福祉サービス)」「自立支援医療(更正医療、精神通院、育成医療)」管理項目は同じく名称変更となっておりますが、帳票レイアウトは自立支援給付は項目削除、自立支援医療は名称変更となっております。帳票レイアウトの対応方法に差異がありますが、同じ対応方法にはできないのでしょうか。初歩的な質問で大変恐縮ではございますがご検討をお願いいたします。	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	4.帳票要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							療養介護医療、肢体不自由児通所医療については、法令的に保険情報を申請する必要はなく、受給者証への印字についても定めていないことから、マイナ保険証への移行に伴い、帳票レイアウトから保険情報の項目を削除しました。 また、自立支援医療については医療保険世帯で所得を判定する必要があるため、申請書等の保険情報は規定し、医療機関での医療保険の確認事務等を考慮し、受給者証上の保険情報の項目もそのままとしています。
73	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	マイナ保険証確認について、業務の手数が増えることを懸念しております。現在、ベンダーに、カードリーダー導入での保険情報取込ができないか確認をお願いしておりますが、国で業務の簡略化を進めてほしいです。他市からの意見にもあるように、被保険者の確認について懸念があると感じております。システム化でよりスムーズな業務ができるよう改良をお願いします。	08.自立支援医療(更生医療)	9.その他	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							自立支援医療費支給認定申請書の「受診者と同一保険の加入者」欄に記載された方について情報照会することで、被保険者又は被扶養者の区分が返却されますので、「被保険者の氏名」は確認することは可能となっております。受給者本人に対する情報照会を行うことで「被保険者の氏名」も確認できるような対応が可能かにつきましては、引き続き、厚生労働省で検討しております。
74	標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた機能の見直し	標準仕様書を変更しても各自治体のベンダがすぐさま対応できる訳では無いと考える。当局においても改定されたとしても、ベンダが対応できない可能性が高い。(標準化時期が全国一律であるため、ベンダ側が対応できない)結果的に移行後すぐさまシステム改修が必要となり、その分の財源措置もないといった状況が想定される。そういった情勢及び対応できない場合の財源措置については十分考慮いただきたい。	99.その他	9.その他	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							デジタル基盤改革支援補助金は、移行にかかる一時的な経費を対象としており、標準準拠システムに移行した後の改版対応への財政措置については、従前どおり必要に応じて検討を行う予定です。
75	標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた機能の見直し	「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」に、受給者証に記載が必要な項目として、「共同生活援助(体験利用)」の「連続して利用可能な日数と年間で利用可能な日数」と、暫定支給期間のあるサービスの「暫定支給期間開始日、終了日」が記載されているため、管理項目の追加が必要である。	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							機能ID:0220646にて共同生活援助の体験利用期間開始日、体験利用期間終了日、訓練等給付に係る暫定支給期間開始日、暫定支給期間終了日を規定しております。
76	標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた機能の見直し	【帳票ID:0220015について】通番5の自治体名、10の市町村については、福祉事務所長という表記に変更することについては差し支えないか。(更生指導台帳は身体障害者福祉法施行細則 第2条で「福祉事務所長は、身体障害者更生指導台帳を備え、必要な事項を記載しなければならない」となっており、送付する際についても福祉事務所宛とする方が相応しいと思われる)	02.身体障害者手帳	4.帳票要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							帳票詳細要件において「パラメタなどにより初期設定が行えること」としておりますので、表記の変更は問題ございません。

〇令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務 フロー	機能・ 帳票 要件	帳票 詳細 要件	帳票 レイア ウト	PMH 設定 内容	
77	標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた機能の見直し	【帳票ID:0220036について】 通番5の自治体名、10の市町村については、福祉事務所長という表記に変更することについては差し支えないか。(更生指導台帳は知的障害者福祉法施行細則 第3条で「福祉事務所長は、知的障害者更生指導台帳を備え、更生指導に必要な事項を記載しなければならない」となっており、送付する際についても福祉事務所宛とする方が相応しいと思われる)	03.療育手帳	4.帳票要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							帳票詳細要件において「パラメタなどにより初期設定が行えること」としてありますので、表記の変更は問題ございません。
78	標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた機能の見直し	標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた機能の見直し(3/7)において、「障害児通所給付費にかかる通所給付決定事務等について(児童の事務処理要領)R6年4月版」の12ページに記載のある障害児の調査項目「5領域20項目の調査」および「就学児サポート調査・給付決定時調査_調査票」についても、受給者証に印字されるものではないが、この調査票を活用して調査するよう事務処理要領にも記載されているため、管理対象としてほしい。	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							障害児の調査項目「5領域20項目の調査」および「就学児サポート調査・給付決定時調査_調査票」について事務処理要領に記載されていることは把握しておりますが、これまでの検討において各調査項目を管理項目として管理するのではなく、障害者福祉共通の機能ID:0220156にあります、ファイル自体を管理することで運用するものと整理しております。
79	標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた機能の見直し	No.1、2に関して、情報提供NWSで一括照会を行い、加入保険情報(精神通院の場合機能ID:0221381)として利用できるよう機能追加がされたが、一括照会で得られる被保険者記号番号枝番の数字・文字が加入保険によって全角/半角パラバラ(社保・後期は半角数字、国保は全角文字/数字等)であるため、正常にシステムに取り込んで利用できるのでしょうか。また、一括照会で得た社会保険の加入保険情報は記号番号枝番は1つのデータ項目かつ桁数調整で空白ゼロ詰め20桁でシステムに入力されることになる(例)0000001110000234510。しかし、資格確認書等から手入力でシステムに入力する場合は、記号と番号の間を空白ゼロ埋めせずに入力すると想定される(例)111234510。結果としてデータの不整合が生じ、申請書や受給者証等の帳票に印字される加入保険情報が情報提供NWSで情報照会をした人とそうでない人で表示される情報が異なってしまう。資格確認をした方法が前回:資格確認書等⇒今回:情報照会となった場合も、同一保険なのに入力されるデータが異なるので、保険変更があったと市町村や進達先の都道府県職員が誤認してしまう等、受給者及び自治体や医療機関職員が混乱してしまうので、加入保険や入力方法に関わらず、統一的なデータ項目となるよう調整されたい。さらに、庁内連携で受領する国保資格情報(連携ID:0220008)については、記号・番号・枝番が別々のデータ項目として連携されるが、標準仕様書上は1つのデータ項目で保持することになっており、矛盾が生じている。標準準拠システム側でデータを取り込む際に、加入保険情報の機能要件に沿って、プログラムにより記号・番号・枝番を1つのデータ項目に変換する認識でよいのでしょうか。	08.自立支援医療(更生医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							「被保険者記号番号枝番」について、管理項目を1項目とすることで、情報提供ネットワークシステムへの情報照会により提供される「被保険者記号番号」を適切に管理できるようにしております。また、国民健康保険システムから連携される項目は記号、番号、枝番と3項目に分かれておりますが、間にスペースを入れる等して3項目を繋げて「被保険者記号番号枝番」に反映することで問題なく管理できると考えております。 なお、ご指摘の情報提供ネットワークシステムへの情報照会により提供される「被保険者記号番号」の中身の編集が様々である点につきましては、主に被用者保険について、副本登録する健保組合により様々である点は承知をしておりますが、上記のとおり、管理項目を1項目とすることで事務処理上困ることはないと考えております。
80	標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた機能の見直し	精神手帳の交付台帳を備えることが標準オプション機能とされている。当市は中核市であるが、県から、身体障害者手帳(当市以外の近隣4自治体)・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の発行、台帳管理の事務委任を受けている。当市のような自治体はいくつか存在しているものと推測するが、システムを発注する際の仕様オプションを追加して発注する対応を取ればよい(財源保障される)のでしょうか？それが不可能である場合、事務委任を解消するべきでしょうか？	04.精神障害者保健福祉手帳	2.機能要件	1.4.1版案へ反映(改定・正誤)							標準オプション機能につきましては、お見込みのとおり、システムを発注する際の仕様に追加して発注する対応を取れば問題ございませんが、ご意見を踏まえ、要件の考え方・理由欄に以下の内容を追加いたしました。 ○変更箇所 機能・帳票要件(04.精神障害者保健福祉手帳) 機能ID:0221390 「指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体は実装必須となる。」

〇令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
81	標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた機能の見直し	<p>■機能ID 0221390 (No.9)</p> <p>【要望】 今回、「交付台帳の作成は都道府県、指定都市となっていることから、4.1版案で実装類型を実装必須機能から標準オプション機能に訂正」とされていますが、「要件の考え方」にて以下の補足を追記 「指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体は実装必須となる。」(「権限移譲市区町村」は不要でしたら「指定都市」だけで構いません。) または ・新規IDの下記の指定都市要件を追加 「機能ID:0221390の標準オプション機能を実装必須機能とすること。」 としていただけないでしょうか。 【理由】 指定都市にとっては、身体障害者手帳 0220288、療育手帳 0220359 同様に必須の要件となるため、オプションに変更となる場合も、引き続き、指定都市では必須要件としていただきたい、という意見となります。</p>	04.精神障害者保健福祉手帳	2.機能要件	1.4.1版案へ反映(改定・正誤)							<p>ご意見を踏まえ、要件の考え方・理由欄に以下の内容を追加いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件(04.精神障害者保健福祉手帳) 機能ID:0221390 「指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体は実装必須となる。」</p>
82	標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた機能の見直し	<p>■機能ID 0221396 (No.10)</p> <p>【質問】 「「病院・診療所種別」についてはひとつの病院・診療所に対して複数管理できること。」の要件については、02資料では 「なお、基本データリストは病院・診療所種別 1~4についてそれぞれ繰り返しを4とし、MAXでコードID:051のコード値の複数管理できるようにする予定です。」とされていますが、 ・「それぞれ繰り返しを4とし」→「それぞれ繰り返しをMAXでコードID051の複数管理」の意でしょうか。 (または、繰り返し数は4上限でその内容として、ID051の設定コード数のいずれれも対応できるようにする、の意でしょうか。) また、そもそも ・現在のデータリストのままとして、「精神通院医療_病院・診療所_医療機関番号_1」~4について、同じ医療機関番号の登録を許容する。 という整理は検討されたいでしょうか。 【理由】 (質問の趣旨) 病院・診療所種別 1~4 それぞれに繰り返しとなりますと、帳票レイアウトの「病院・診療所」欄にMAXで4×4(繰り返し4上限とする場合)の登録が可能となりますが、そこまで必要でないならば(病院一別種別の組み合わせが全体で4件でよいのであれば)、同一病院でも別扱いとして登録する整理でもよいのでは、というものです。 (そのような扱いとしますと、データ要件は現状通り、帳票詳細要件の記載もそのままシンプルとなるかと想定されます。)</p>	10.自立支援医療(精神通院医療)	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							<p>ご意見にあります。「それぞれ繰り返しをMAXでコードID051の複数管理」の意となります。質問の趣旨において、「病院・診療所」欄にMAXで4×4となることで、帳票レイアウトの記載欄の大きさを危惧されていることかと思いますが、帳票詳細要件には、「医療機関名の後に括弧書で病院・診療所種別を印字すること。例)〇〇病院(検査)」としておりますので、ひとつの医療機関で複数の病院・診療所種別がある場合は「〇〇病院(検査、リワーク)」と印字することが可能かと考えます。</p>
83	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	<p>「自立支援給付(障害福祉サービス)」 「自立支援医療(更正医療、精神通院、育成医療)」 管理項目は同じ名称変更となっていますが、帳票レイアウトは自立支援給付は項目削除、自立支援医療は名称変更となっております。 帳票レイアウトの対応方法に差異がありますが、同じ対応方法にはできないのでしょうか。</p>	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	4.帳票要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							<p>療養介護医療、肢体不自由児通所医療については、法令的に保険情報を申請する必要はなく、受給者証への印字についても定めていないことから、マイナ保険証への移行に伴い、帳票レイアウトから保険情報の項目を削除しました。 また、自立支援医療については医療保険世帯で所得を判定する必要があるため、申請書等の保険情報は規定し、医療機関での医療保険の確認事務等を考慮し、受給者証上の保険情報の項目もそのままとしています。</p>

○令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
84	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	マイナポータルで所得状況届を提出しようとした場合、手当独自の所得や控除額の計算方法を把握した上で入力する必要があるものと考えます。本人たちがそれを行うのは現実的でないことから、中間サーバー上の所得情報から自動計算して手当専用の所得額を自動算出する機能をマイナポータルに搭載するか、標準システム上で事前に市職員が算出した手当専用の所得額をマイナポータルで初期表示させる機能が必要かと考えます。	05.国制度手当	9.その他	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							所得状況届に関するびったりサービスの国が用意しているプリセットにつきましては、所得や控除に関する項目を入力するようにはしておりません。その上で、びったりサービスの画面で入力された本人、配偶者、扶養義務者等の情報を障害者福祉システムに自動連携し、機能ID:0220010(個人住民税システムからの連携情報)、機能ID:0220076(中間サーバーからの連携情報)を活用して所得判定を行うことは可能となっております。
85	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	マイナ保険証でない方もいらっしゃるため、PMHIに登録済みの方と登録済みでない方が出てくると思いますが、登録済みか否かを別途管理することは非効率的かと思っておりますので、確認できるようにしてほしいです。	99.その他	9.その他	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							自立支援医療の受診者がマイナ保険証であるか否かに関わらず、受診者全員についてPMHIに登録することとなっております。なお、マイナ保険証の登録や登録解除は受診者がいつでも自由に行えます。
86	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	質問とそれでしたら恐縮ですが、稀ですがマイナンバーがわかるものを用意できず、ご本人様同意の上で、こちらでマイナンバーを確認してほしいというケースがあるため、マイナンバーを確認できる機能があってほしいと思います。マイナ保険証で、保険情報を照会する場合、被保険者に、当市から照会があったことが確認できる可能性があると思います。現在は課税状況・保険情報を確認するための同意書を記載していただいております。その同意書の中に、被保険者からも当市から照会があったことを確認できる可能性があることを記載したうえで同意を書いていただいているため、この同意をとれる文言も盛り込んでいただきたいと思います。	01.障害者福祉共通	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							機能・帳票要件(01.障害者福祉共通)の機能ID:0220152により、各台帳画面で対象者を特定した際、各事業や申請種別により対象者及び関連世帯員の個人番号を確認することは可能となっております。また、同意文につきましては、自立支援医療費支給認定申請書の申請者氏名の記名欄にある固定文言箇所に対して、文言マスタの設定を行うことで同意文を入れることは可能となっております。
87	標準化PMOツール等からのご意見等を踏まえた機能の見直し	p18において基準世帯員の保険情報を一括取得する機能が追加されるとありますが、対象者が市外在住の場合は所得の照会が必要になるものと考えております。所得についても一括取得することはできないのでしょうか？また基準世帯員の保険情報を一括取得する場合、情報を取得したことがマイナポータル上で確認できてしまうのでしょうか？DVで居所を知られたくない場合や障害があることを家族に秘密にしている場合に情報漏洩のリスクになってしまう可能性を考えると、安易に開示すべきではないのか、とも考えます。	01.障害者福祉共通	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							基準世帯員の保険情報を一括取得する機能を追加した理由は、被用者保険や共済、国保組合、他市町村国保加入者の場合は情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会を行う必要があり、その利用頻度が高いためとなります。一方で、所得情報につきましては、多くの場合は個人住民税システムから連携される情報を利用することで対応可能であり、情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会を行うのは住所地特例者に限られ、更に被用者保険等の被保険者の場合は被保険者本人のみの照会で足りることから、所得情報に関して基準世帯員の情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会機能までは必要になるとは考えておりません。また、情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会を行うことで、受診者はマイナポータル上で確認することは可能となりますが、ご意見の懸念がある受診者については、機能・帳票要件(01.障害者福祉共通)の機能ID:0220072により、不開示コードを設定することは可能となっております。

○令和6年12月意見照会の意見集約一覧

No	対応分類	意見内容	事業名	分類	対応方針	修正仕様書種類						修正方針・内容・回答
						本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	PMH設定内容	
88	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	機能ID0221388の要件の考え方に「令和7年までの行政手続オンライン化に対応するため」とあるが、適合基準日が令和8年4月1日となっている。この適合基準日だと令和7年までの行政手続オンライン化に対応できなくても問題ないとなってしまう(令和8年1月1日を適合基準日でないといけない)。対応するための時間を考慮すると「令和7年度末までの行政手続オンライン化に対応するため」でいいのではないか。	01.障害者福祉共通	2.機能要件	3.回答記載(規定済・代替可等含む)							「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、「各府省は、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和7年12月末までにオンライン化する方針が決定している約 12,000 種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する。」とされており、その上で、適合基準日につきましては標準型システムへの移行期限に合わせております。

以上